

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 10 月 19 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ黒埼

所在地 新潟市西区善久字川中 697-1 外

設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置

(変更前)

位置 荷さばき施設 No.(配置図上の No.)	(荷さばき施設の面積)※	備考
荷さばき施設 1(建物 1 東側)	60.0 m ²	—
荷さばき施設 2(建物 1 内東側)	35.0 m ²	—
荷さばき施設 3(建物 2 西側)	50.0 m ²	—
合 計	145.0 m ²	

(変更後)

位置 荷さばき施設 No.(配置図上の No.)	(荷さばき施設の面積)※	備考
荷さばき施設 1(建物 1 東側)	60.0 m ²	—
荷さばき施設 2(建物 1 内東側)	35.0 m ²	—
荷さばき施設 3(建物 2 東側)	50.0 m ²	—
合 計	145.0 m ²	

※荷さばき施設の面積に変更ないため届出対象外であるが、参考として記載した。

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

位置 廃棄物等の保管施設 No.(配置図上の No.)	(廃棄物等保管施設の容量)※	備考
廃棄物等保管施設 1(建物 1 内東側)	20.00 m ³	—
廃棄物等保管施設 2(建物 2 北側)	75.00 m ³	—
合 計	95.00 m ³	

(変更後)

位置 廃棄物等の保管施設 No.(配置図上の No.)	(廃棄物等保管施設の容量)※	備考
廃棄物等保管施設 1(建物 1 内東側)	20.00 m ³	—
廃棄物等保管施設 2(建物 2 東側)	50.75 m ³	—
廃棄物等保管施設 3(建物 2 内東側)	25.00 m ³	
合 計	95.75 m ³	

※廃棄物等保管施設の容量は増加するため届出対象外であるが、参考として記載した。

3 変更する年月日

平成 31 年 6 月 12 日 (ただし、軽微な変更が認められた場合はその日以降)

4 変更する理由

建物 2 の位置の変更に伴い、施設の配置に係る事項の一部に変更が生じるため。

5 届出年月日

平成 30 年 10 月 11 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区農政商工課

7 縦覧期間

平成 30 年 10 月 19 日から平成 31 年 2 月 19 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp